様式第1号(第2条関係)

開　示　請　求　書

窓　口　受　付

平成２５年　４月２４日

武雄市長　　様

開示請求者
郵便番号
住所(所在地)

氏名(名称)　　㊞
(代表者名)
電話番号
連絡先(法人その他の団体にあっては、
担当者の方を記載してください。)
氏名
電話番号

武雄市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容	※　請求に係る公文書が特定できるよう具体的に記入してください。 武雄市図書館に属する行政財産貸付に関する契約書、公有財産借受申請書および関連図面とその貸付期間、貸付料の分かる一切の資料（平成25年度以降分すべて）
開示の方法	1　閲覧　　②　写しの交付(郵送等の有無　㊒・無)

備考　申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担当部局	電話番号(代表)　　(内線)
公文書の件名	完結年度(年)
備考	

武雄市役所 受付 25. 4. 30 付 第63

様式第1号（第2条関係）

開　示　請　求　書

窓　口　受　付

平成２５年　４月２４日

武雄市長　　様

開示請求者

郵便番号 [redacted]

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者名）

電話番号 [redacted]

連絡先（法人その他の団体にあっては、担当者の方を記載してください。）

氏名

電話番号

武雄市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容	※　請求に係る公文書が特定できるよう具体的に記入してください。 武雄市図書館に属する行政財産貸付に関する契約書、公有財産借受申請書および関連図面とその貸付期間、貸付料の分かる一切の資料（平成25年度以降分すべて）
開示の方法	1　閲覧　　② 写しの交付（郵送等の有無　㊒・無）

備考　申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担当部局	教育部 文化学習課 電話番号（代表）23－5768　　（内線）
公文書の件名	完結年度（年）
備考	

第6号（第4条関係）

開示決定等期限特例通知書

武市教文生第５３号
平成２５年８月５日

[redacted] 様

武雄市教育委員長　諸石　洋之助　印

平成２５年４月２４日付けの開示請求に係る公文書は、著しく大量であるため、武雄市情報公開条例第10条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしたいので通知します。

公文書の件名	武雄市図書館に属する行政財産貸付に関する契約書、公有財産借受申請書および関連図面とその貸付期間、貸付料の分かる一切の書類（平成25年度以降すべて）
条例第10条の規定による決定期間	平成２５年　４月３０日から（市受付日） 平成２５年　５月３０日まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間	平成２５年　　月　　日から 平成２５年　　月　　日まで
上記の期間内に開示決定等をする部分	
残りの公文書について開示決定等をする期限	平成２５年　８月　３１日
本条を適用する理由	開示請求に係る公文書が他の開示請求も併せ大量であり、また関係機関との調整も必要であるため
所管課	教育部　文化・学習課　生涯学習係 電話番号（直通）０９５４－２３－５１６８

不開示決定通知書

武市教文生第75号
平成２５年8月29日

[redacted]様

武雄市教育委員長　諸石　洋之助　印

平成２５年４月２４日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第９条第１項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことと決定したので通知します。

公文書の件名	・武雄市図書館に属する行政財産貸付に関する契約書、公有財産借受申請書及び関連図面とその貸付期間、貸付料の分かる一切の資料（平成 25 年度移行分すべて）
公文書を開示しない理由	（理由） ・武雄市図書館はカルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱へは行政財産使用許可申請に基づく使用許可であり、貸付では無い為
所　管　課	武雄市教育部　文化・学習課　（０９５４－２３－５１６８）

注1　この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。

2　この決定については、この決定(上記1の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。